

入札心得書

1. 入札の執行前に談合入札が予想され、又は、談合の事実が発覚した場合は入札を中止する場合があります。
2. 入札者からの質問は、質問書を担当者にメール又はファクシミリにて送付することとし担当者は、回答書を入札者へ送付することとする。
3. 入札用紙は指定しない。県様式の使用で差し支えないものとする。ただし、県の財務規則は削除すること。
4. 代理人の入札は、入札の前に委任状を提出するものとし、代理人自らの氏名及び押印でもって入札するものとする。（委任状のない入札は認めない。）
5. 入札書類提出後の引き換え、入札書の取り消し、訂正等の請求は認めない。
6. 同価格の入札者が二人以上ある時は、抽選で落札者を決定する。
7. 入札の無効に関する事項
地方自治法施行令１６７条の１２第３項及び渡名喜村契約規則第１３条の規則に基づき、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (１) 参加資格のない者のした入札書
 - (２) 同一人がした２以上の入札書
 - (３) 入札者が連合していた入札書
 - (４) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
 - (５) 記名押印のない入札書
 - (６) 金額を訂正した入札書
 - (７) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

渡名喜村長 桃原 優